

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、生活支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活支援に関する事務
②事務の概要	春日部市（以下「本市」という。）は、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 生活保護にかかる事務 保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 2. 中国残留邦人等支援給付にかかる事務 支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法に基づいて、本市は、生活支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として春日部市中間サーバーへ登録する。 3. 医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②から④については、社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 支援給付システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 春日部市中間サーバー 5. 統合専用端末 6. レセプト管理システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
1)生活保護ファイル 2)支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	生活保護にかかる事務 番号法第9条第1項 別表の23の項 中国残留邦人等支援給付にかかる事務 番号法第9条第1項 別表の95の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	生活保護にかかる事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」及び「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法」が含まれる項(42、43、161、162の項) 中国残留邦人等支援給付にかかる事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「中国残留邦人等支援給付関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、69、75、96、125、132、144、155、158、161の項) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「中国残留邦人等支援給付等」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(125の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活支援に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	春日部市住民基本台帳ネットワークシステム情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、過去の滅失事案(書棚の整理の際に、職員から提出された特定個人情報が記録された申請書等を綴った文書ファイルの紛失が発覚した事案。年度末の不要文書の廃棄作業の際に、誤廃棄したと思われる。)を踏まえ、 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	公表日	2015/9/11	2019/7/1	事後	
令和1年7月1日	②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の情報提供に必要な情報を「副本」として春日部市中間サーバーへ登録する。	事後	
令和1年7月1日	②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の情報提供に必要な情報を「副本」として春日部市中間サーバーへ登録する。	事後	
令和1年7月1日	③システムの名称	4. 中間サーバー	4. 春日部市中間サーバー	事後	
令和1年7月1日	法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	事後	
令和1年7月1日	法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	事後	
令和1年7月1日	②法令上の根拠	生活保護にかかる事務	生活保護にかかる事務	事後	
令和1年7月1日	②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	1. 番号法第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供	事後	
令和1年7月1日	②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	事後	
令和1年7月1日	②法令上の根拠	中国残留邦人等支援給付にかかる事務	中国残留邦人等支援給付にかかる事務	事後	
令和1年7月1日	②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	1. 番号法第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供	事後	
令和1年7月1日	②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	事後	
令和1年7月1日	②所属長の役職名	石原 幸次	生活支援課長	事後	
令和1年7月1日	請求先	市民生活相談課	市政情報課	事後	
令和1年7月1日	連絡先	市民生活相談課	市政情報課	事後	
令和1年7月1日	いつ時点の計数か	平成27年5月20日 時点	平成31年6月20日 時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅳ リスク対策	なし	※新様式での作成に伴い新規追加	事後	
令和3年5月21日	公表日	2019/7/1	2021/5/28	事後	
令和3年5月21日	③システムの名称	3. 共通基盤(連携・統合宛名)	3. 団体内統合宛名システム	事後	
令和3年5月21日	いつ時点の計数か	令和1年6月20日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月21日	いつ時点の計数か	令和1年6月20日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年3月30日	②法令上の根拠	生活保護にかかる事務	生活保護にかかる事務	事後	
令和5年3月30日	②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事後	
令和7年2月28日	公表日	2023/3/30	2025/3/14	事前	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策	なし	※新様式での作成に伴い新規追加	事前	
令和7年2月28日	②事務の概要	なし	3. 医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務追加	事前	
令和7年2月28日	法令上の根拠	別表第一・別表第一省令	別表	事前	
令和7年2月28日	②法令上の根拠	別表第二	第2条の表	事前	
令和7年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年4月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事前	